

<p>契約解除権等の不当制限条項</p> <p>契約の解除等を主張できる権利を制限して、消費者に不当に不利益となる条項を設けた契約を締結させる行為</p>	<p>消費者契約法第10条 無効</p> <p>不実告知<クーリングオフ・中途解約妨害>（特商法第6条第1項第5号等）</p> <p>2年以下の懲役又は300万円以下の罰金（特商法第70条第1号）の余地あり</p>
<p>クレジットカード等の不正利用の責任負担条項</p> <p>第三者にクレジットカード等を不正に利用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させる行為</p>	<p>消費者契約法第10条等 無効</p> <p>罰則規定なし</p>
<p>信販会社等の加盟店管理責任</p> <p>販売業者等の行為が本市不当取引規則に該当することを知りながら、又は販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約を締結させる行為</p>	<p>関係法令なし</p> <p>罰則規定なし</p>
<p><京都消費者契約ネットワーク></p> <p>敷金返還トラブル</p> <p>賃貸住宅の原状回復において、通常使用等による損耗を賃借人の負担とする条項</p>	<p>消費者契約法第10条 無効</p> <p>罰則規定なし</p>